地方公共団体金融機構法第 36 条第３項に基づく説明書類

事業年度　自　平成 30 年４月　１日
（第 11 期）至　平成 31 年３月 31 日

地方公共団体金融機構

目　次

【表紙】 …… 1
第一部【法人情報】 …… 2
第１【法人の概況】 …… 2
１【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２【沿革】 …… 3
３【事業の内容】 …… 5
４【従業員の状況】 …… 9
第２【事業の状況】 …… 10
１【業績等の概要】 …… 10
２【対処すべき課題】 …… 28
３【事業等のリスク】 …… 51
４【経営上の重要な契約等】 …… 54
５【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 54
第３【設備の状況】 …… 57
１【設備投資等の概要】 …… 57
２【主要な設備の状況】 …… 57
３【設備の新設、除却等の計画】 …… 57
第４【機構の状況】 …… 58
１【出資金等の状況】 …… 58
２【役員の状況】 …… 58
３【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 59
第５【経理の状況】 …… 63
【財務諸表等】 …… 63
(1)【財務諸表】 …… 63
①【貸借対照表】 …… 63
②【損益計算書】 …… 64
③【純資産変動計算書】 …… 65
④【キャッシュ・フロー計算書】 …… 67
⑤【附属明細書】 …… 95
(2)【決算報告書】 …… 100
(3)【主な資産及び負債の内容】 …… 102
(4)【その他】 …… 102
第６【機構の参考情報】 …… 102
監査報告書 …… 巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第 36 条第３項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第１１期（自　平成 30 年４月１日　至　平成 31 年３月 31 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長　　瀧　野　欣　彌
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園１番３号
【電話番号】	03 － 3539 － 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長　　三　宅　正　芳
【最寄りの連絡場所】	上記に同じ
【電話番号】	上記に同じ
【事務連絡者氏名】	上記に同じ
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【法人情報】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（単位：百万円、人）

回次	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月	平成 22 年３月	平成 23 年３月	平成 24 年３月	平成 25 年３月	平成 26 年３月
経常収益	558,528	539,997	511,805	458,388	487,146
経常利益	250,170	247,569	230,055	188,051	213,070
当期純利益	8,866	16,074	21,632	26,510	20,828
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	60,613	69,382	93,696	142,775	113,520
総資産額	23,184,998	23,226,787	23,340,707	24,101,331	23,704,919
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,520	△166,498	△43,268	630,020	429,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	△109,338	527,170	△304,944	64,809	163,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,532	6,696	3,830	△646,923	△346,236
現金及び現金同等物の期末残高	149,264	516,633	172,250	467,175	419,267
職員数	81	83	87	90	87

回次	第７期	第８期	第９期	第 10 期	第 11 期
決算年月	平成 27 年３月	平成 28 年３月	平成 29 年３月	平成 30 年３月	平成 31 年３月
経常収益	434,569	407,972	376,497	347,476	318,863
経常利益	180,499	168,933	160,213	151,976	139,434
当期純利益	30,971	30,197	27,878	26,111	23,179
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	173,489	216,187	241,082	267,427	295,191
総資産額	24,524,279	24,643,371	24,786,267	24,755,829	24,589,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,626	174,764	277,268	286,997	528,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	△137,784	434,642	68,789	△4,467	△10,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,193	△297,006	△196,442	△395,988	△395,144
現金及び現金同等物の期末残高	399,211	711,611	861,226	747,767	870,480
職員数	89	87	91	88	87

（注）１．子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。
２．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。
３．出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

２【沿革】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は平成 20 年８月１日に設立され、平成 20 年 10 月１日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第９条第１項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の一切の権利及び義務（同条第２項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 号）第５条の規定による機構法の改正により、平成 21 年６月１日から法人名を変更しました。

公庫及び機構の沿革は、それぞれ次のとおりです。

(1) 公営企業金融公庫

年月	事　　項
昭和 32 年 ６月	公営企業金融公庫法に基づき設立（６月１日）
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫の委託に基づく貸付（「受託貸付」）を開始
昭和 41 年 ４月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 ９月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 ４月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正
	（公営競技納付金制度の創設、公営企業健全化基金の設置）
昭和 47 年 ６月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 ５月	公営企業金融公庫法の一部改正
	（一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）が貸付対象に追加）
昭和 59 年 ３月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 ６月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 ２年 ６月	臨時特別利率制度を創設
平成 ９年 ９月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（１名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会の設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（３年間で廃止））
平成 13 年 ４月	国庫補給金を廃止
	利差補てん引当金制度を創設
	固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入
	繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 ６月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度の公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 ５月	行政改革推進法成立
平成 18 年 ６月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出

平成 19 年 ５月	機構法成立
平成 19 年 ６月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年10 月	機構法に基づき解散(10 月１日)

(2) 地方公共団体金融機構

年月	事　　項
平成 20 年 ８月	機構法に基づき「地方公営企業等金融機構」（Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）が設立（８月１日）
平成 20 年10 月	公庫の解散に伴い、公庫の権利及び義務を承継して業務開始（10 月１日）
平成 21 年 ６月	機構法の一部改正に伴い、「地方公共団体金融機構」へ改組（６月１日）
平成 24 年 ２月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 １月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制を導入

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

（地方債資金の共同調達機関）

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしています。

平成 30 年度貸付額　　1 兆 6,530 億円、平成 30 年度末貸付金残高　　23 兆 5,030 億円

平成 30 年度債券発行額　　1 兆 9,101 億円、平成 30 年度末債券発行残高　20 兆 3,976 億円

（注）　債券発行に係る金額は発行価額ベースです。

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されています。

（金利変動準備金等）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等の借換え時に生じる金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

（健全化基金を活用した利下げ）

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ

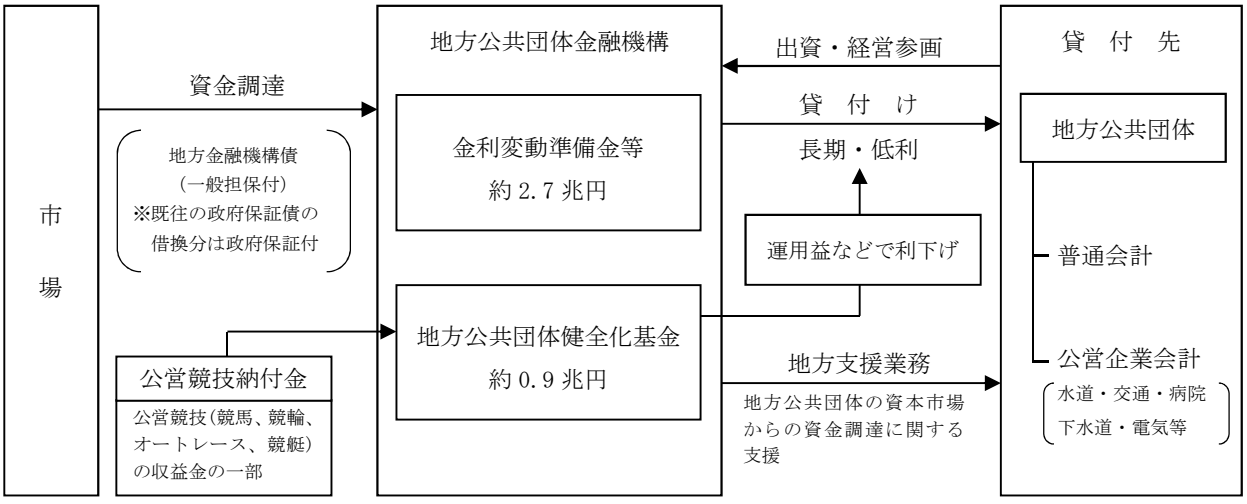

（計数は平成 30 年度末現在）

(2) 業務の概要

①貸付業務

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

（貸付対象）

当機構の貸付先は、地方公共団体です。

平成 21 年６月の地方公共団体金融機構への改組に伴い、従来、主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、貸付対象事業を追加してきました。

年度	追加した事業等
平成 21 年度	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度同意債で終了）、一般事業（出資金・貸付金、負担金）
平成 24 年度	学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）、電気事業（太陽光発電）
平成 25 年度	全国防災事業（平成 27 年度同意債で終了）、緊急防災・減災事業
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業（平成 28 年度同意債で終了）
平成 28 年度	一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）
平成 29 年度	公共施設等適正管理推進事業
平成 30 年度	過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

（貸付けの種類）

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付は貸付期間等によって、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」、当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の３種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫からの委託に基づいて、地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

（貸付利率）

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、従来の特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の２種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業や臨時財政対策債については、基準利率よりも低利な機構特別利率が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としており、現在、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、財政融資資金の利率と同水準となっています。

（償還期限）

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年６月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方公共団体のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業については償還期限を最長で 40 年に延長しています。

（貸付けの審査体制）

当機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、貸付前・貸付時・貸付後に、それぞれ必要な審査を適切に実施しています。

・貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じて都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

・貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

・貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

（公営競技納付金等による利下げ）

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源を充てています。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

②地方支援業務

当機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担っています。この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しています。具体的には、以下の３つの分野で地方公共団体のニーズに即した支援を提供しています。

（調査研究）

地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元しています。

（人材育成・実務支援）

地方公共団体の職員が、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、金融知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が個別の財政運営における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供しています。

（情報発信）

地方公共団体が財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど効果的に情報発信しています。

４【従業員の状況】

平成 31 年３月現在における当機構の職員数は、87 人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しています。

［参考］

組織図及び事務分掌（平成 31 年３月 31 日現在）

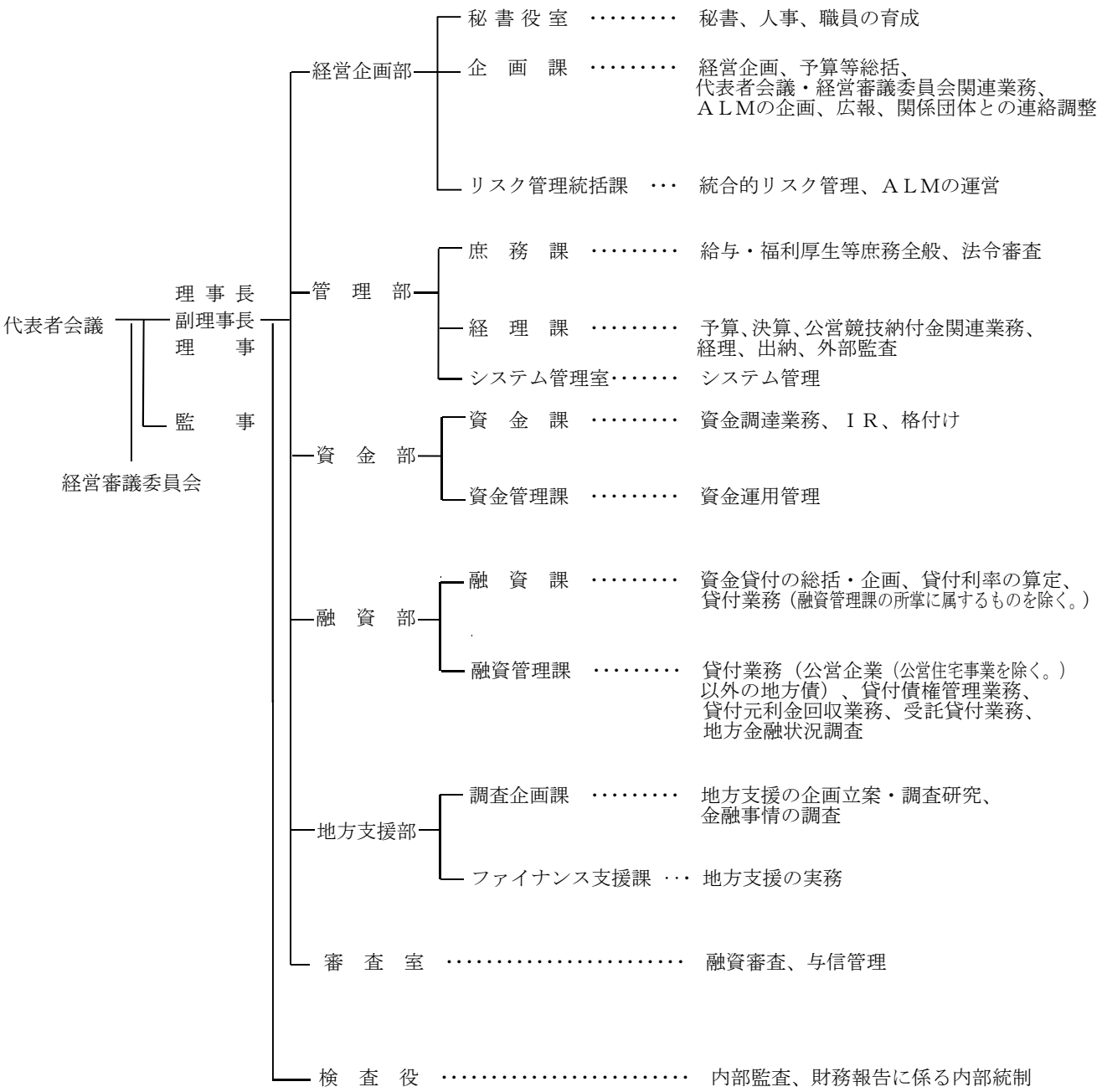

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

当機構が行っている貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の概要と、当事業年度の公営競技納付金の概況は、それぞれ次のとおりです。

１．貸付業務

（地方債計画の概要）

平成 30 年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、平成 30 年度一般会計の予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、平成 30 年８月 16 日及び平成 30 年９月 20 日に改正され、平成 30 年度補正予算（第１号）に追加計上された災害復旧事業やブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業等を円滑に実施するため、平成 30 年 11 月 20 日に改正され、さらに、平成 30 年度補正予算（第２号）に追加計上された「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業や災害復旧事業等を円滑に実施するため、平成 31 年２月 19 日に改正されました。

その結果、平成 30 年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 12 兆 9,797 億円規模とされ、そのうち一般会計債は６兆 2,740 億円、公営企業債は２兆 6,392 億円、臨時財政対策債は３兆 9,865 億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、１兆 8,613 億円が計上されました。

（貸付計画）

平成 30 年度の貸付計画は、１兆 6,600 億円としました。

（貸付けの概況）

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、10,188 件、１兆 6,530 億 69 百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、59.9％を占めています。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、26 億４百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度９月 20 日及び３月 20 日に行っています。平成 30 年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 446,379 件、１兆 7,163 億 47 百万円、利息 503,087 件、3,140 億 33 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 465 件、2,018 億 70 百万円及びこれに伴う経過利息 34 件、0.2 百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

平成 31 年３月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 249,404 件、23 兆 5,030 億 92 百万円で、その事業別残高は 17 ページの表のとおりです。

また、平成 31 年３月末における受託貸付残高は 20,165 件、2,721 億 55 百万円です。

平成30年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分）

（単位：億円）

項目	平成30年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,291	5,901	450	14,940
2 公営住宅建設事業	1,150	294	123	733
3 災害復旧事業	3,595	3,595	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,691	3,042	515	4,134
(1) 学校教育施設等	3,995	1,945	218	1,832
(2) 社会福祉施設	551	0	163	388
(3) 一般廃棄物処理	1,312	880	134	298
(4) 一般補助施設等	1,293	217	0	1,076
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,713	126	4,061	18,526
(1) 一般	2,346	0	78	2,268
(2) 地域活性化	755	0	92	663
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	285	2,936
(5) 旧合併特例	6,200	0	863	5,337
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
6 辺地及び過疎対策事業	5,114	4,539	201	374
(1) 辺地対策	488	488	0	0
(2) 過疎対策	4,626	4,051	201	374
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	62,699	17,497	5,350	39,852
二 公営企業債				
1 水道事業	6,008	3,041	2,240	727
2 工業用水道事業	267	0	114	153
3 交通事業	1,347	140	227	980
4 電気事業・ガス事業	225	0	86	139
5 港湾整備事業	508	153	29	326
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	828	1,162	1,832
7 市場事業・と畜場事業	423	0	54	369
8 地域開発事業	745	0	0	745
9 下水道事業	12,866	3,497	3,865	5,504
10 観光その他事業	169	0	7	162
計	26,380	7,659	7,784	10,937
合計	89,079	25,156	13,134	50,789
三 臨時財政対策債	39,865	9,368	5,462	25,035
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	129,744	34,524	18,596	76,624

平成30年度地方債計画資金区分
（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円）

項　　目	平成30年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	30	22	8
災害復旧事業	9	9	0
一般単独事業	2	0	2
計	41	31	10
公営企業債			
水道事業	0	0	0
市場事業・と畜場事業	0	0	0
下水道事業	12	5	7
計	12	5	7
総　　計	53	36	17

平成30年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項目	平成30年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,291	5,901	450	14,940
2 公営住宅建設事業	1,180	316	131	733
3 災害復旧事業	3,604	3,604	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,691	3,042	515	4,134
(1) 学校教育施設等	3,995	1,945	218	1,832
(2) 社会福祉施設	551	0	163	388
(3) 一般廃棄物処理	1,312	880	134	298
(4) 一般補助施設等	1,293	217	0	1,076
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,715	126	4,063	18,526
(1) 一般	2,348	0	80	2,268
(2) 地域活性化	755	0	92	663
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	285	2,936
(5) 旧合併特例	6,200	0	863	5,337
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
6 辺地及び過疎対策事業	5,114	4,539	201	374
(1) 辺地対策	488	488	0	0
(2) 過疎対策	4,626	4,051	201	374
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	62,740	17,528	5,360	39,852
二 公営企業債				
1 水道事業	6,008	3,041	2,240	727
2 工業用水道事業	267	0	114	153
3 交通事業	1,347	140	227	980
4 電気事業・ガス事業	225	0	86	139
5 港湾整備事業	508	153	29	326
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	828	1,162	1,832
7 市場事業・と畜場事業	423	0	54	369
8 地域開発事業	745	0	0	745
9 下水道事業	12,878	3,502	3,872	5,504
10 観光その他事業	169	0	7	162
計	26,392	7,664	7,791	10,937
合計	89,132	25,192	13,151	50,789
三 臨時財政対策債	39,865	9,368	5,462	25,035
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	129,797	34,560	18,613	76,624

平成30年度事業別貸付状況

（単位：百万円、％）

区　　分	貸付計画額	当事業年度貸付額	
		金　額	構成比
一般会計債			
公共事業等	67,700	55,348	3.3
公営住宅事業	19,500	17,785	1.1
学校教育施設等整備事業	15,100	15,956	1.0
社会福祉施設整備事業	17,200	14,692	0.9
一般廃棄物処理事業	18,800	12,711	0.8
一般補助施設整備等事業	0	1,408	0.1
一般事業	9,300	12,190	0.7
地域活性化事業	12,100	13,292	0.8
防災対策事業	16,600	18,044	1.1
地方道路等整備事業	30,400	38,712	2.3
合併特例事業	93,500	116,169	7.0
緊急防災・減災事業	106,000	108,963	6.6
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	43,700	46,152	2.8
過疎対策事業	10,100	4,301	0.3
計	460,000	475,722	28.8
臨時財政対策債	531,700	509,756	30.8
（一般会計債等分計）	991,700	985,479	59.6
公営企業債			
水道事業（上水道）	156,900	142,332	8.6
（簡易水道）	15,200	6,542	0.4
交通事業（一般交通）	1,400	2,886	0.2
（都市高速鉄道）	21,600	16,001	1.0
病院事業	107,500	131,988	8.0
下水道事業	336,700	340,836	20.6
工業用水道事業	6,500	7,871	0.5
電気事業	4,200	4,720	0.3
ガス事業	2,900	2,481	0.2
介護サービス事業	1,400	1,275	0.1
市場事業	10,200	8,250	0.5
と畜場事業	300	109	0.0
駐車場事業	500	297	0.0
小　　計	665,300	665,585	40.3
港湾整備事業	2,600	1,628	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	400	377	0.0
小　　計	3,000	2,005	0.1
計	668,300	667,591	40.4
合　　計	1,660,000	1,653,069	100.0

（注）単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成30年度団体種別貸付状況

（単位：百万円、％）

区分	平成30年度貸付額	
	金　額	構成比
都道府県	352,724	21.3
政令指定都市	147,299	8.9
市及び特別区	990,202	59.9
町村	135,352	8.2
企業団・組合等	27,492	1.7
計	1,653,069	100.0

（注）単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成30年度貸付金回収状況

（単位：件、百万円）

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	446,024	1,708,300	502,732	313,448
公社貸付	355	8,047	355	585
計	446,379	1,716,347	503,087	314,033
長期貸付繰上償還				
一般貸付	457	200,083	34	0
公社貸付	8	1,787	－	－
計	465	201,870	34	0
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	446,844	1,918,217	503,121	314,033

（注）単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成30年度末事業別長期貸付残高

（単位：百万円、％）

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	483,415	2.1	水道事業	3,287,247	13.9
公営住宅事業	273,025	1.2	一般交通事業	11,559	0.0
全国防災事業	146,538	0.6	都市高速鉄道事業	830,407	3.5
学校教育施設等整備事業	69,554	0.3	病院事業	1,059,627	4.5
社会福祉施設整備事業	109,912	0.5	下水道事業	7,417,670	31.6
一般廃棄物処理事業	41,497	0.2	工業用水道事業	180,197	0.8
一般事業	81,019	0.3	電気事業	46,603	0.2
臨時河川等整備事業	37,293	0.2	ガス事業	31,841	0.1
臨時高等学校整備事業	16,957	0.1	港湾整備事業	44,181	0.2
臨時地方道整備事業	902,560	3.8	介護サービス事業	20,660	0.1
地域活性化事業	72,599	0.3	市場事業	85,694	0.4
防災対策事業	165,931	0.7	と畜場事業	9,378	0.0
地方道路等整備事業	518,400	2.2	観光施設事業	2,946	0.0
合併特例事業	1,063,573	4.5	駐車場事業	15,913	0.1
緊急防災・減災事業	757,954	3.3	産業廃棄物処理事業	224	0.0
公共施設最適化事業	22,421	0.1			
公共施設等適正管理推進事業	42,889	0.2	一般貸付計	23,473,943	99.9
過疎対策事業	4,301	0.0	道路公社	29,149	0.1
一般補助施設整備等事業	2,216	0.0	公社貸付計	29,149	0.1
臨時財政対策債	5,617,738	23.9	合計	23,503,092	100.0

（注）単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成30年度末の都道府県別貸付残高

（単位：件、百万円）

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	295	469,826	5,291	686,424	8,114	198,852	303	27,319	－	－	14,003	1,382,421
青　森	194	37,680	2,027	254,985	1,391	44,814	111	14,797	－	－	3,723	352,277
岩　手	250	56,391	2,733	253,056	794	30,938	218	19,322	－	－	3,995	359,706
宮　城	345	127,651	4,638	413,066	2,631	51,237	127	7,188	－	－	7,741	599,143
秋　田	203	27,459	4,664	260,824	1,081	11,020	8	190	－	－	5,956	299,493
山　形	225	81,083	2,771	168,705	1,911	34,553	168	7,210	－	－	5,075	291,550
福　島	426	86,228	3,618	249,721	3,047	54,196	187	19,479	1	25	7,279	409,649
茨　城	480	140,638	6,734	460,250	1,407	41,962	262	25,295	1	35	8,884	668,179
栃　木	269	73,070	3,234	220,772	814	27,014	14	3,132	7	105	4,338	324,094
群　馬	248	37,733	3,467	198,808	1,790	34,683	213	27,975	－	－	5,718	299,199
埼　玉	252	257,425	6,486	681,075	1,766	54,741	324	19,555	5	65	8,833	1,012,860
千　葉	394	117,279	5,276	708,544	890	25,942	406	40,010	5	945	6,971	892,720
東　京	111	123,877	2,204	314,439	174	5,205	33	16,689	－	－	2,522	460,210
神奈川	217	213,806	3,211	857,547	1,176	44,955	64	52,892	－	－	4,668	1,169,200
新　潟	266	52,753	8,175	461,417	971	18,981	173	15,574	－	－	9,585	548,725
富　山	255	29,605	3,753	299,956	558	23,852	147	13,837	6	36	4,719	367,286
石　川	157	33,595	2,810	193,741	1,250	43,641	29	3,223	－	－	4,246	274,200
福　井	227	36,019	2,216	157,957	825	12,125	70	3,222	－	－	3,338	209,322
山　梨	150	36,764	2,919	113,154	1,012	14,590	154	5,567	－	－	4,235	170,075
長　野	256	35,693	4,205	267,428	3,141	60,337	182	14,297	4	116	7,788	377,870
岐　阜	220	161,934	4,354	213,917	1,305	39,347	10	998	－	－	5,889	416,195
静　岡	327	52,710	5,096	365,020	788	26,452	80	8,924	7	297	6,298	453,404
愛　知	247	236,315	5,295	645,004	878	24,536	84	2,793	37	15,775	6,541	924,422
三　重	413	152,568	4,049	309,142	1,075	28,093	31	4,810	－	－	5,568	494,613
滋　賀	194	79,412	4,211	233,961	597	14,134	138	8,149	－	－	5,140	335,656
京　都	196	33,873	3,654	482,137	1,108	29,820	30	6,899	7	293	4,995	553,022
大　阪	101	152,534	5,715	1,269,149	996	37,297	284	67,810	5	564	7,101	1,527,354
兵　庫	324	432,835	8,069	963,573	2,097	87,230	429	52,056	21	913	10,940	1,536,606
奈　良	273	116,537	2,439	190,171	1,971	61,667	32	5,645	－	－	4,715	374,021
和歌山	107	48,676	1,719	219,229	1,476	56,697	92	8,266	－	－	3,394	332,867
鳥　取	345	94,860	1,283	108,132	1,827	45,209	32	2,419	－	－	3,487	250,620
島　根	283	99,529	2,649	206,725	290	8,113	75	3,702	－	－	3,297	318,070
岡　山	265	93,554	4,591	352,023	1,268	28,301	110	15,989	－	－	6,234	489,866
広　島	440	187,327	4,284	459,070	901	29,272	15	2,226	15	4,222	5,655	682,117
山　口	422	56,588	4,254	270,846	607	11,973	109	6,635	－	－	5,392	346,043
徳　島	199	45,745	1,435	120,402	817	29,190	3	27	－	－	2,454	195,364
香　川	162	23,525	1,745	107,406	697	19,953	625	27,053	－	－	3,229	177,937
愛　媛	83	26,191	2,265	196,747	632	24,601	16	893	－	－	2,996	248,433
高　知	155	95,592	1,649	138,102	762	26,547	10	8,873	－	－	2,576	269,114
福　岡	94	141,802	5,191	883,239	2,150	98,762	311	24,419	24	5,566	7,770	1,153,788
佐　賀	63	36,865	1,630	161,223	661	30,192	104	10,856	－	－	2,458	239,136
長　崎	143	57,957	2,772	276,073	705	18,525	15	3,198	5	180	3,640	355,933
熊　本	152	69,848	2,713	202,224	1,617	48,046	40	2,762	3	13	4,525	322,893
大　分	91	24,529	2,241	140,511	190	7,128	－	－	－	－	2,522	172,168
宮　崎	152	69,878	2,013	148,445	717	18,832	13	853	－	－	2,895	238,008
鹿児島	175	138,367	2,303	167,911	837	27,027	19	2,345	－	－	3,334	335,650
沖　縄	233	104,628	1,573	158,859	882	25,474	54	2,651	－	－	2,742	291,612
合　計	11,079	4,908,752	169,624	16,211,110	62,594	1,736,058	5,954	618,023	153	29,149	249,404	23,503,092

（注）１．東京の「市」欄には特別区に対する貸付け（298件、67,371百万円）を含みます。
　　２．単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

２．地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

①調査研究

財政収支見通しの作成に関する調査研究や人件費の長期推計に関する調査研究等、地方公共団体の中長期的な財政運営に資する具体的な取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施しました。また、地方公営企業に係る総務省との共同研究として、地方公営企業の経営戦略策定等にかかる実務講習会及び研究会を実施したほか、地域金融機関の地方公共団体への貸付動向等の調査研究を実施しました。

②人材育成・実務支援

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーを全国６箇所で実施しました。人口減少・高齢化が一段と進行することに伴う行政課題とその対応について意見交換等を行うため、市区町村長を対象に、「人口減少社会と地方行財政」をテーマとして、機構設立 10 周年記念シンポジウムを開催しました。

資金調達・運用に必要な入門的な金融知識の習得を目的として、資金調達入門研修及び資金運用入門研修をそれぞれ全国４箇所で開催しました。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を７月と９月の２回開催しました。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を 62 箇所で実施しました。

地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣しました。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、35 団体で延べ 53 回、地方公会計制度に係る活用・運用の支援については 28 団体で延べ 35 回実施しました。また、地方公共団体情報システム機構と連携して地方公会計の整備促進のために必要な共通のソフトウェアを提供しました。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、64 件実施しました。

③情報発信

地方公共団体の政策課題の解決に資するため、先進事例検索システムをホームページ上で提供しました。地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができるＥラーニング動画の視聴サービスを提供しました。

３．資金調達業務

平成 30 年度の資金調達総額は１兆 9,586 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構 10 年債 2,800 億円、同 20 年債 1,300 億円、同５年債 200 億円、同 30 年債 200 億円、スポット債として 40 年債 150 億円、FLIP 債 3,415 億円（※1）、MTN プログラム 3,561 億円（額面ベースでは 3,570 億円（ともに円換算後））（※2）です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は 10 年債 2,205 億円、20 年債 2,670 億円です。

その他、長期借入による調達を 485 億円行いました。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 2,600 億円であり、その内訳は全て 10 年債です。

この結果、平成 30 年度末における機構債券の発行残高は、20 兆 3,976 億円、借入金の借入残高は長期借入金 1,280 億円となりました。

なお、平成 30 年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）機構債券の発行残高及び長期借入金の残高については、億円未満切捨てで表示しています。

※１　FLIP 債（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※２　MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てです。

平成 30 年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 / 回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発 行 日	償 還 日
第107回	10年	250	0.200	100	H30. 4.19	H40. 4.28
第108回	10年	200	0.215	100	H30. 5.22	H40. 5.26
第109回	10年	200	0.220	100	H30. 6.15	H40. 6.28
第110回	10年	200	0.195	100	H30. 7.20	H40. 7.28
第111回	10年	250	0.264	100	H30. 8.20	H40. 8.28
第112回	10年	300	0.269	100	H30. 9.21	H40. 9.28
第113回	10年	300	0.299	100	H30.10.19	H40.10.27
第114回	10年	250	0.279	100	H30.11.19	H40.11.28
第115回	10年	250	0.200	100	H30.12.20	H40.12.28
第116回	10年	200	0.155	100	H31. 1.25	H41. 1.26
第117回	10年	200	0.166	100	H31. 2.22	H41. 2.28
第118回	10年	200	0.145	100	H31. 3.22	H41. 3.28
第 66回	20年	150	0.559	100	H30. 4.19	H50. 4.28
第 67回	20年	200	0.564	100	H30. 6.15	H50. 6.28
第 68回	20年	200	0.530	100	H30. 7.20	H50. 7.28
第 69回	20年	150	0.654	100	H30. 9.21	H50. 9.28
第 70回	20年	150	0.729	100	H30.10.19	H50.10.28
第 71回	20年	150	0.635	100	H30.12.20	H50.12.28
第 72回	20年	150	0.534	100	H31. 1.25	H51. 1.28
第 73回	20年	150	0.468	100	H31. 3.22	H51. 3.28
第 23回	5年	100	0.040	100	H30. 4.19	H35. 4.28
第 24回	5年	100	0.020	100	H30.11.19	H35.11.28
第 6回	30年	100	0.850	100	H30. 4.19	H60. 4.28
第 7回	30年	100	1.029	100	H30.10.19	H60.10.28
第 1回	40年	150	0.882	100	H31. 2.26	H71. 2.28
F402回	2年	30	0.001	100.002	H30. 4.25	H32. 4.28
F403回	6年	30	0.058	100	H30. 4.25	H35.11.28
F404回	7年	200	0.114	100	H30. 4.25	H37. 4.28
F405回	9年	30	0.151	100	H30. 4.25	H39. 1.28
F406回	21年	60	0.562	100	H30. 4.25	H50.11.26
F407回	5年	80	0.040	100	H30. 4.26	H35. 6.26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F408回	6年	90	0.058	100	H30. 4.26	H35.11.27
F409回	7年	30	0.092	100	H30. 4.26	H37. 6.27
F410回	8年	30	0.120	100	H30. 4.26	H38. 5.28
F411回	21年	30	0.551	100	H30. 4.26	H51. 3.28
F412回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.17
F413回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.20
F414回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.21
F415回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.22
F416回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.24
F417回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.27
F418回	6年	30	0.058	100	H30. 4.27	H35.11.29
F419回	4年	200	0.025	100	H30. 6.22	H34.12. 1
F420回	7年	90	0.100	100	H30. 6.28	H37. 6.27
F421回	7年	30	0.085	100	H30. 7.25	H37. 7.25
F422回	7年	30	0.088	100	H30. 7.25	H37. 7.29
F423回	17年	30	0.394	100	H30. 7.31	H47. 3. 1
F424回	18年	50	0.431	100	H30. 7.31	H48. 3.28
F425回	5年	160	0.030	100	H30. 7.26	H35. 9.28
F426回	7年	200	0.110	100	H30. 7.26	H37. 6.20
F427回	12年	30	0.249	100	H30. 7.26	H42. 7.26
F428回	19年	30	0.474	100	H30. 7.31	H49. 3.27
F429回	7年	30	0.082	100	H30. 7.27	H37. 7.28
F430回	8年	30	0.096	100	H30. 7.27	H38. 3.27
F431回	15年	30	0.348	100	H30. 7.27	H45. 7.27
F432回	19年	50	0.630	100	H30. 9.27	H49. 9.28
F433回	9年	200	0.247	100	H30.10.24	H39. 9.21
F434回	9年	30	0.229	100	H30.10.24	H39.10.28
F435回	36年	30	1.173	100	H30.10.24	H67. 3.19
F436回	38年	30	1.217	100	H30.10.24	H69. 3.28
F437回	40年	150	1.256	100	H30.10.24	H70.10.28
F438回	7年	30	0.123	100	H30.10.25	H38. 3.27
F439回	8年	30	0.174	100	H30.10.25	H38.10.26
F440回	8年	30	0.174	100	H30.10.26	H38.10.27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F441回	9年	30	0.227	100	H30.10.25	H39.10.25
F442回	9年	30	0.227	100	H30.10.26	H39.10.26
F443回	40年	30	1.249	100	H30.10.25	H70.10.25
F444回	5年	130	0.020	100	H30.10.26	H35.12.26
F445回	8年	30	0.169	100	H30.10.26	H38.10.27
F446回	8年	30	0.169	100	H30.10.29	H38.10.30
F447回	9年	30	0.227	100	H30.10.26	H39.10.26
F448回	9年	30	0.227	100	H30.10.29	H39.10.29
F449回	18年	60	0.639	100	H30.10.26	H48.10.27
F450回	8年	30	0.132	100	H30.11.30	H38.11.30
F451回	8年	30	0.127	100	H30.11.30	H38.11.27
F452回	23年	35	0.696	100	H30.12.26	H54. 6.27
F453回	9年	200	0.115	100	H31. 1.30	H40. 1.28
F454回	35年	50	0.852	100	H31. 2. 5	H66. 3.27
F455回	5年	130	0.021	100	H31. 2.26	H36. 3.26
F456回	5年	200	0.020	100	H31. 3.26	H36. 2.26

償還方法：満期一括償還

（地方金融機構債（MTNプログラムによる債券））

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発 行 日	償 還 日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第63回	5年	米ドル	1,070	3.250	99.982	H30. 4.24	H35. 4.24
第64回	10年	豪ドル	59	3.370	100	H30. 6.26	H40. 6.21
第65回	4年	豪ドル	99	2.400	99.99	H30. 9.26	H34. 9.26
第66回	5年	米ドル	1,118	3.375	99.499	H30. 9.27	H35. 9.27
第67回	11年	ユーロ	99	1.106	100	H31. 1.24	H42. 1.24
第68回	5年	米ドル	1,115	3.000	99.682	H31. 3.12	H36. 3.12

※　円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

（地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）

区分／回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発 行 日	償 還 日
A号第 99回	10年	200	0.230	100	H30. 4.19	H40. 4.19
A号第100回	10年	200	0.245	100	H30. 5.22	H40. 5.22
A号第101回	10年	200	0.250	100	H30. 6.21	H40. 6.21
A号第102回	10年	100	0.225	100	H30. 7.20	H40. 7.20
A号第103回	10年	100	0.294	100	H30. 8.20	H40. 8.18
A号第104回	10年	100	0.299	100	H30. 9.21	H40. 9.21
A号第105回	10年	100	0.329	100	H30.10.19	H40.10.19
A号第106回	10年	100	0.309	100	H30.11.19	H40.11.17
A号第107回	10年	100	0.230	100	H30.12.20	H40.12.20
A号第108回	10年	100	0.185	100	H31. 1.25	H41. 1.25
A号第109回	10年	100	0.196	100	H31. 2.22	H41. 2.22
A号第110回	10年	100	0.175	100	H31. 3.26	H41. 3.26
B号第 30回	10年	40	0.230	100	H30. 4.19	H40. 4.19
B号第 31回	10年	50	0.245	100	H30. 5.22	H40. 5.22
B号第 32回	10年	45	0.250	100	H30. 6.21	H40. 6.21
B号第 33回	10年	55	0.225	100	H30. 7.20	H40. 7.20
B号第 34回	10年	105	0.294	100	H30. 8.20	H40. 8.18
B号第 35回	10年	45	0.299	100	H30. 9.21	H40. 9.21
B号第 36回	10年	40	0.329	100	H30.10.19	H40.10.19
B号第 37回	10年	55	0.309	100	H30.11.19	H40.11.17
B号第 38回	10年	40	0.230	100	H30.12.20	H40.12.20
B号第 39回	10年	90	0.185	100	H31. 1.25	H41. 1.25
B号第 40回	10年	70	0.196	100	H31. 2.22	H41. 2.22
B号第 41回	10年	70	0.175	100	H31. 3.26	H41. 3.26
C号第 30回	20年	55	0.579	100	H30. 4.19	H50. 4.19
C号第 31回	20年	75	0.579	100	H30. 5.22	H50. 5.21
C号第 32回	20年	65	0.584	100	H30. 6.21	H50. 6.21
C号第 33回	20年	80	0.550	100	H30. 7.20	H50. 7.20
C号第 34回	20年	150	0.678	100	H30. 8.20	H50. 8.20
C号第 35回	20年	75	0.674	100	H30. 9.21	H50. 9.21
C号第 36回	20年	70	0.749	100	H30.10.19	H50.10.19

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
C号第 37回	20年	90	0.722	100	H30.11.19	H50.11.19
C号第 38回	20年	80	0.655	100	H30.12.20	H50.12.20
C号第 39回	20年	175	0.554	100	H31. 1.25	H51. 1.25
C号第 40回	20年	125	0.497	100	H31. 2.22	H51. 2.22
C号第 41回	20年	130	0.488	100	H31. 3.26	H51. 3.25
D号第 25回	20年	200	0.579	100	H30. 4.19	H50. 4.19
D号第 26回	20年	200	0.579	100	H30. 5.22	H50. 5.21
D号第 27回	20年	200	0.584	100	H30. 6.21	H50. 6.21
D号第 28回	20年	100	0.550	100	H30. 7.20	H50. 7.20
D号第 29回	20年	100	0.678	100	H30. 8.20	H50. 8.20
D号第 30回	20年	100	0.674	100	H30. 9.21	H50. 9.21
D号第 31回	20年	100	0.749	100	H30.10.19	H50.10.19
D号第 32回	20年	100	0.722	100	H30.11.19	H50.11.19
D号第 33回	20年	100	0.655	100	H30.12.20	H50.12.20
D号第 34回	20年	100	0.554	100	H31. 1.25	H51. 1.25
D号第 35回	20年	100	0.497	100	H31. 2.22	H51. 2.22
D号第 36回	20年	100	0.488	100	H31. 3.26	H51. 3.25

Ａ、Ｄ号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

Ｂ、Ｃ号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償 還 方 法：満期一括償還

（政府保証国内債）

区分／回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発 行 日	償 還 日
第107回	10年	250	0.120	100	H30. 4.16	H40. 4.14
第108回	10年	200	0.145	100	H30. 5.21	H40. 5.19
第109回	10年	200	0.145	100	H30. 6.18	H40. 6.16
第110回	10年	250	0.130	100	H30. 7.18	H40. 7.18
第111回	10年	200	0.209	100	H30. 8.15	H40. 8.15
第112回	10年	200	0.209	100	H30. 9.19	H40. 9.19
第113回	10年	250	0.219	100	H30.10.16	H40.10.16
第114回	10年	200	0.209	100	H30.11.14	H40.11.14
第115回	10年	200	0.160	100	H30.12.17	H40.12.15
第116回	10年	250	0.095	100	H31. 1.22	H41. 1.22
第117回	10年	200	0.085	100	H31. 2.19	H41. 2.19
第118回	10年	200	0.105	100	H31. 3.18	H41. 3.16

償還方法：満期一括償還

平成 30 年度借入状況

（借入金）

区分	当期首残高（億円）	当期末残高（億円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
1 年以内に返済予定の長期借入金	800	100	0.21000	H32.3.9
長期借入金（1 年以内に返済予定のものを除く。）	795	1,180	0.44493	H33.9.27～H41.3.15

償還方法：満期一括返済

４．公営競技納付金の概況

平成 30 年度における公営競技納付金（平成 29 年度開催分に基づく納付金）は、49 億 49 百万円でした。
なお、納付団体数は 52 団体で、公営競技の開催権を有する団体（平成 29 年度：191 団体）の 27.2%でした。
最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公営競技納付金(百万円)	3,193	2,993	3,557	4,011	4,949
地方公共団体健全化基金(百万円)	920,287	920,287	920,287	920,287	920,287
公営競技開催権を有する団体数	197	197	195	191	191
納付団体数	54	46	51	49	52

２【対処すべき課題】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一歩を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成 30 年３月）。

経　営　理　念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の３つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、平成 31 年度事業実施方針、平成 31 年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1)　平成 31 年度事業実施方針

平成 31 年度事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方との対話を深めながら、地方公共団体の政策ニーズを十分踏まえ、資金調達をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について積極的に調査研究や支援を行う。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

Ⅰ　平成 31 年度の貸付けについて

１．基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方公共団体が行う防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化並びに東日本大震災及び熊本地震等に関連する事業を支援する。

２．平成 31 年度貸付計画の概要

平成 31 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,385 億円、東日本大震災分 8 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（平成 30 年度貸付計画額 16,600 億円と同額。詳細は表１のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及び公共施設等適正管理推進事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業のほか、過疎対策事業については、診療施設を新たに貸付対象に加え、事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組むための緊急自然災害防止対策事業を新たに貸付対象とし、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第５条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難い事情がある場合に限る）。

３．貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

併せて、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、引き続き相談・助言機能の充実を図る。

また、平成 31 年度においては、地方のニーズを踏まえ、学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業の償還期限を延長する。

４．審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

（表１）

平成31年度事業別貸付計画

（単位：億円、％）

区分 / 事業等名		平成31年度 計画額（A）	平成30年度 計画額（B）	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B) ×100	【参考】平成31年度地方債計画計上額
一般会計債	公共事業等	485	677	△192	△28.4	294
	公営住宅事業	155	195	△40	△20.5	126
	学校教育施設等整備事業	200	151	49	32.5	58
	社会福祉施設整備事業	132	172	△40	△23.3	94
	一般廃棄物処理事業	144	188	△44	△23.4	56
	一般事業	84	93	△9	△9,7	82
	地域活性化事業	104	121	△17	△14.0	86
	防災対策事業	153	166	△13	△7.8	138
	地方道路等整備事業	257	304	△47	△15.5	290
	合併特例事業	822	935	△113	△12.1	879
	緊急防災・減災事業	1,099	1,060	39	3.7	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	532	437	95	21.7	929
	緊急自然災害防止対策事業	252	0	252	皆増	1,007
	過疎対策事業	207	101	106	105.0	300
	計	4,626	4,600	26	0.6	6,017
臨時財政対策債		4,538	5,317	△779	△14.7	4,299
（一般会計債等分　計）		9,164	9,917	△753	△7.6	10,316
公営企業債	水道事業（上水道）	1,825	1,569	256	16.3	2,151
	水道事業（簡易水道）	106	152	△46	△30.3	126
	交通事業（一般交通）	17	14	3	21.4	18
	交通事業（都市高速鉄道）	221	216	5	2.3	243
	病院事業	1,144	1,075	69	6.4	1,319
	下水道事業	3,847	3,367	480	14.3	3,944
	工業用水道事業	87	65	22	33.8	92
	電気事業	41	42	△1	△2.4	54
	ガス事業	24	29	△5	△17.2	32
	介護サービス事業	14	14	0	0.0	17
	市場事業	75	102	△27	△26.5	45
	と畜場事業	3	3	0	0.0	1
	駐車場事業	2	5	△3	△60.0	2
	小計	7,406	6,653	753	11.3	8,044
	港湾整備事業	28	26	2	7.7	29
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2	4	△2	△50.0	4
	小計	30	30	0	0.0	33
	計	7,436	6,683	753	11.3	8,077
計		16,600	16,600	0	0.0	18,393（前年度比＋3.3%）

注1） 事業等名は、平成31年度地方債計画に基づき区分した。
注2） 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
注3） 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計20億円を計上した。
注4） 過疎対策事業は、簡易水道施設、下水道処理施設及び診療施設を貸付けの対象とする。
注5） 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

Ⅱ　平成 31 年度の資金調達について

１．基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

２．資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化し、資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況が長期間に及び、市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

①資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

②資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として 5 年債、10 年債、20 年債、30 年債を発行するとともに、引き続きＦＬＩＰ（Flexible Issuance Program）による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な資金調達に努める。

③多様な市場における債券発行

ＪＦＭブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

⑵ 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

①適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

②積極的なＩＲの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化し、資金調達を安定的に実現できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のＩＲを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するＩＲについても積極的に実施する。

③資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の８月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる１月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

⑶ 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

３．平成 31 年度資金調達計画の概要

⑴ 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 31 年度においては、表 2 のとおり公募債を 1 兆 1,450 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 4,800 億円発行するほか、長期借入を 750 億円行う予定である。

⑵ 政府保証債については、表 2 のとおり 1,000 億円を発行する予定である。

（表２）

平成 31 年度資金調達計画

１　地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	平成 31 年度	平成 30 年度
国内債	7,450 億円	6,000 億円
10 年債	2,600 億円	2,250 億円
20 年債	1,100 億円	1,000 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
ＦＬＩＰ債	3,350 億円	2,350 億円
国外債	2,500 億円	2,500 億円
フレックス枠	1,500 億円	1,100 億円
計	11,450 億円	9,600 億円

※　債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
※　フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。
※　平成 30 年度については、当初計画額を計上。なお、平成 30 年 12 月に見直しを行い、10,600 億円に増額している。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成 31 年度	平成 30 年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,600 億円	1,500 億円
20 年債	1,400 億円	1,500 億円
地共済引受債	1,800 億円	1,900 億円
10 年債	800 億円	700 億円
20 年債	1,000 億円	1,200 億円
計	4,800 億円	4,900 億円

※　地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2　長期借入

平成 31 年度	平成 30 年度
750 億円	500 億円

※　このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3　政府保証債

債券の種類	平成 31 年度	平成 30 年度
10 年債	1,000 億円	2,600 億円
計	1,000 億円	2,600 億円

※　平成 30 年度については、公庫債券管理計画補正後の金額である。

4　合計

合計	平成 31 年度	平成 30 年度
	18,000 億円	17,600 億円
政府保証債除く	17,000 億円	15,000 億円

※平成 30 年度の合計については、当初計画額を、政府保証債は公庫債権管理計画補正後の金額を合算した額。
※平成 30 年度の政府保証債除くは、当初計画額を計上。

Ⅲ　平成 31 年度の地方支援業務について

１．基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

２．平成 31 年度地方支援業務の概要

平成 31 年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用する。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成、実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

①地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、総務省より「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」が示されたことを受け、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

②地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。地方公共団体の資金管理・運用についての最近の実態を把握するため平成２４年度、２６年度に続きアンケート調査を実施する。

③諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施する。

④地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

⑤先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高い事項について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施する。

①JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを回数や内容を充実させて実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

②各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

③出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。その際、都道府県（市町村担当課）と連携した効率的・効果的な実施に努める。また、公会計等財政関連の講座の充実にも取り組む。

④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

①財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

②地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

③地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を行う地方公共団体を支援する。

(4) 情報発信

先進事例を検索できるシステムの本格運用を図るほか、地方公共団体の職員が自ら財政分析を行うための簡易財政分析チャート、経済・金融データ、金融知識、取組事例等、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる情報について、ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化する。

Ⅳ　平成 31 年度のリスク管理及び内部統制について

１．基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

２．リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長４０年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は１０年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ＡＬＭ（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのＡＬＭを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ＡＬＭ委員会においてＡＬＭ運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ＡＬＭの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

３．内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅴ　平成 31 年度の組織・体制について

１．基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

２．平成 31 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してＯＪＴ研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、地方公共団体に対する説明及び意見交換の充実を図る。

(2) 平成31年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

平成31年度　事業計画

1　平成 31 年度における貸付金は、1,660,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙１のとおりとする。

2　平成 31 年度における貸付回収金は、1,759,959 百万円を予定している。

3　平成 31 年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行 1,625,000 百万円、長期借入 75,000 百万円、政府保証債の発行 100,000 百万円、合計 1,800,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙２のとおりとする。

4　平成 31 年度における債券償還金及び長期借入償還金は、2,088,328 百万円を予定している。

5　平成 31 年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。

6　平成 31 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,542 百万円を予定している。

（別紙１）

平成31年度　事業別の貸付計画

（単位：億円）

事　業　名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	485
公営住宅事業	155
学校教育施設等整備事業	200
社会福祉施設整備事業	132
一般廃棄物処理事業	144
一般事業	84
地域活性化事業	104
防災対策事業	153
地方道路等整備事業	257
合併特例事業	822
緊急防災・減災事業	1,099
公共施設等適正管理推進事業	532
緊急自然災害防止対策事業	252
過疎対策事業	207
計	4,626
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,825
水道事業（簡易水道）	106
交通事業（一般交通）	17
交通事業（都市高速鉄道）	221
病院事業	1,144
下水道事業	3,847
工業用水道事業	87
電気事業	41
ガス事業	24
介護サービス事業	14
市場事業	75
と畜場事業	3
駐車場事業	2
港湾整備事業	28
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2
計	7,436
臨時財政対策債	4,538
合　　計	16,600

注）上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（別紙２）

平成 31 年度 資金調達計画

１　地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	平成 31 年度
国内債	7,450 億円
10 年債	2,600 億円
20 年債	1,100 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
ＦＬＩＰ債	3,350 億円
国外債	2,500 億円
フレックス枠	1,500 億円
計	11,450 億円

※　債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※　フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2)地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	平成 31 年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,600 億円
20 年債	1,400 億円
地共済引受債	1,800 億円
10 年債	800 億円
20 年債	1,000 億円
計	4,800 億円

※　地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

２　長期借入

平成 31 年度
750 億円

※　このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

３　政府保証債

債券の種類	平成 31 年度
10 年債	1,000 億円
計	1,000 億円

４　合計

合計	平成 31 年度
	18,000 億円
政府保証債除く	17,000 億円

平成31年度　予　算

平成31年度の予算は、次のとおりである。

１．予　算　総　則

１　地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,225,000百万円とする。

２　理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

２．平成31年度　予定損益計算書

（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	287,815
資金運用収益	284,614
貸付金利息	283,900
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	714
役務取引等収益	87
その他経常収益	3,113
地方公共団体健全化基金受入額	3,100
その他の経常収益	13
経常費用	163,418
資金調達費用	156,902
債券利息	156,437
借入金利息	465
役務取引等費用	285
その他業務費用	2,760
営業経費	3,471
人件費	923
業務費	1,444
その他の営業経費	1,104
経常利益	124,396
特別利益	105,549
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,184
利差補てん積立金取崩額	5,364
特別損失	208,327
金利変動準備金繰入額	0
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,143
国庫納付金	100,184
当期純利益	21,618

（注）　単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

３．平成31年度　予定貸借対照表

（平成32年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
貸付金	23,427,679	債券	19,939,513
有価証券及び現金預け金	773,823	借入金	194,500
金融商品等差入担保金	22,857	金融商品等受入担保金	41,460
その他資産	7,417	その他負債	5,201
有形固定資産及び無形固定資産	5,069	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,821,827
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	604,822
		利差補てん積立金	17,005
		負債の部合計	23,922,788
		（純資産の部）	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	234,117
		一般勘定積立金	234,117
		評価・換算差額等	5,529
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	314,057
資産の部合計	24,236,845	負債及び純資産の部合計	24,236,845

（注）　単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成31年度資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出合計	4,011,507
貸付金	1,660,000
債券償還金	2,078,328
長期借入償還金	10,000
事業損金	162,100
事務費	2,589
支払利息	156,192
債券発行費	2,968
元利金支払手数料	310
借入金費用	41
固定資産取得費	895
国庫納付金	100,184
その他	0
資金収入合計	3,848,577
貸付回収金	1,759,959
地方公共団体金融機構債券	1,725,000
借入金	75,000
事業益金	284,704
公営競技納付金	3,100
雑収入	814
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△162,930
前期末現金預け金等	936,753
期末現金預け金等	773,823

（注）

1　株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

2　単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

（平成31年度～平成33年度）

（単位：億円）

科　　目	31年度計画	32年度計画	33年度計画
経　常　収　益	2,880	2,590	2,320
経　常　費　用	1,630	1,460	1,320
経　常　利　益	1,240	1,130	990
特　別　損　益	△1,030	△910	△780
当　期　純　利　益	220	220	220

（注）

1　上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2　四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっています。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生していません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で 23 兆 5,030 億円ですが、そのうち 0.12%程度の 291 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.03%未満です。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リス

ク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

（借換えに伴う金利リスクへの対応）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしています。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成 30 年度から平成 34 年度までの中期の管理目標を設定しています。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の３分の１程度を占める臨時財政対策債について、５年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしています。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。
- 一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てています。
- なお、法附則第 14 条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から平成 31 年度までの３年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

（参考）平成 30 年度末

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	8.09 年
	・負債（債券等）デュレーション	7.22 年
	・デュレーションギャップ	0.87 年（前年同期比△0.28 年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	5.29 年
	・負債（債券）デュレーション	4.38 年
	・デュレーションギャップ	0.91 年（前年同期比△0.17 年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.14 年
	・負債（債券等）デュレーション	6.16 年
	・デュレーションギャップ	0.98 年（前年同期比△0.23 年）

（調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応）

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしています。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っています。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っています。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っています。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っていますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしています。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

４【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

５【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第５【経理の状況】（１）【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

（当事業年度の損益状況）

経常収益は3,188億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益3,137億円です。また、経常費用は1,794億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,724億円です。

この結果、経常利益は1,394億円となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額4,000億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額61億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,223億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金4,000億円を計上しています。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は231億円となりました。

（当事業年度の資産等の状況）

資産の部は、貸付金等の24兆5,891億円、負債の部は、債券等の24兆2,940億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等2,951億円となりました。

（キャッシュ・フローの状況）

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは5,282億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは104億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは3,951億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は8,704億円となりました。

（自己査定・財務審査結果）

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しています。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っています。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

平成 30 年度末自己査定結果

（単位：百万円）

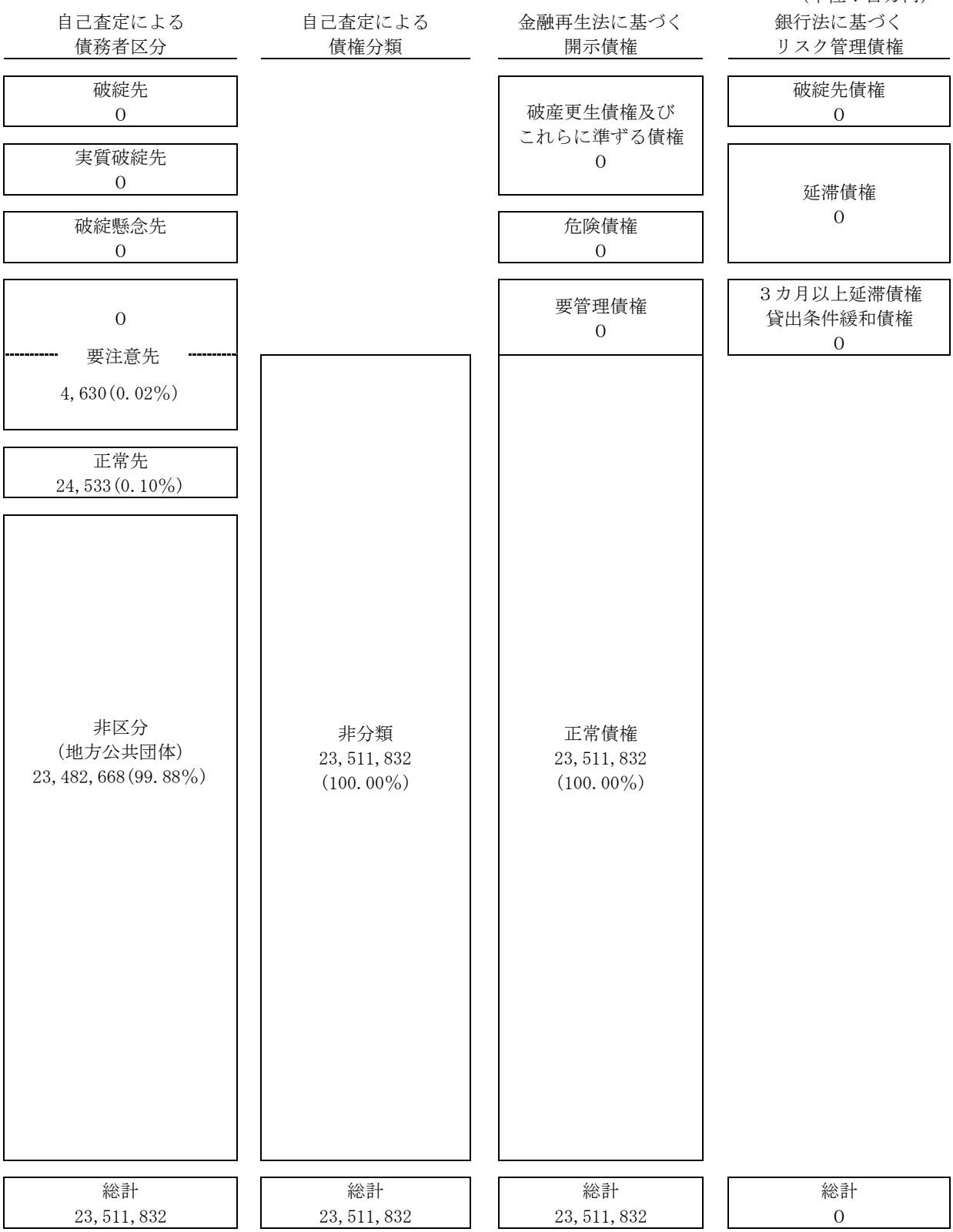

（注）１．自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金です。（金額は平成 30 年度末）

２．（　　）内の数値は総計に対する構成比です。

３．債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第３位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の健全化判断比率（平成 29 年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	6,325	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
健全団体	1,775	82.37%	22,849,594	97.34%
都道府県及び市区町村　　計（A）	1,776	82.41%	22,855,920	97.37%
一部事務組合等（B）	379	17.59%	618,023	2.63%
合計（A+B）	2,155	100.00%	23,473,943	100.00%

（注）１．貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社への貸付残高は含みません。
なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

２．「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

３．「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

４．貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第３位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	339
事務所	東京都千代田区	器具備品	454

２ 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	ソフトウェア	合計	従業員数（人）
			面積（㎡）	帳簿価額(百万円)					
主たる事務所等	東京都 千代田区ほか	事務室等・社宅	3,726	1,659	708	515	912	3,794	87

(注) １．動産には、機械器具備品、車両運搬具を含みます。
２．単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了年月
				総額	既支払額			
主たる事務所	東京都 千代田区	新設	車両運搬具	9	0	自己資金	H31.5	H31.8

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却等はありません。

第４【機構の状況】

１【出資金等の状況】

当機構の資本金は、機構法第４条の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

（平成 31 年３月 31 日現在）

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町　村　等	927	1,034,800
合　　計	1,789	16,602,100

※　町村等には、一部事務組合が含まれます。

２【役員の状況】

（平成 31 年３月 31 日現在）

役名・職名	氏　名	生年月日	経　歴	任期
理事長	瀧野　欣彌	昭和 22 年９月６日生	昭和46年７月　自治省入省 平成19年７月　総務事務次官 平成21年９月　内閣官房副長官 平成24年10月　(財)地方財務協会理事長 ※平成25年度より(一財) 平成26年10月　地方公共団体金融機構副理事長 平成27年10月　地方公共団体金融機構理事長(現職)	(注1)
副理事長	遠藤　　寛	昭和 29 年５月 20 日生	昭和52年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成19年12月　みずほ証券株式会社常務執行役員兼みずほインターナショナル会長 平成21年４月　みずほ証券株式会社取締役副社長 平成23年４月　(公財)日本国際問題研究所専務理事兼事務局長 平成25年３月　東京ベイヒルトン株式会社取締役社長 平成27年10月　地方公共団体金融機構副理事長(現職)	(注2)
理 事	境　　勉	昭和 38 年 11 月 11 日生	昭和61年４月　自治省入省 平成23年８月　総務省自治財政局交付税課長 平成25年６月　総務省自治財政局調整課長 平成27年７月　総務省自治行政局行政課長 平成29年７月　総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当) 平成30年８月　地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)
理 事	塚田　祐次	昭和 30 年６月 15 日生	昭和53年４月　東京都入都 平成10年７月　東京都主税局税制部税制課長 平成17年４月　東京都産業労働局金融部長 平成26年７月　東京都主税局長 平成27年７月　東京都職員信用組合理事長 平成30年10月　地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)
理 事	野島　　透	昭和36年６月16日生	昭和60年４月　大蔵省入省 平成24年７月　財務省大臣官房会計課長 平成25年６月　財務省九州財務局長 平成26年７月　独立行政法人都市再生機構理事 平成28年７月　預金保険機構検査部長 平成29年７月　地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)

監 事	大内　秀彦	昭和 35 年８月 16 日生	昭和59年４月　農林水産省入省 平成23年９月　農林水産省食料産業局総務課長 平成25年２月　(株)農林漁業成長産業化支援機構企画管理本部長 平成26年８月　国立大学法人徳島大学特任教授 平成28年６月　国土交通省大臣官房審議官 平成30年10月　地方公共団体金融機構監事(現職)	(注3)
監 事 (非常勤)	大森　正明	昭和 30 年 12 月１日生	昭和54年４月　神戸市入庁 平成19年４月　神戸市建設局総務部長 平成21年４月　公立大学法人神戸市外国語大学理事 平成24年４月　神戸市環境局長 平成28年４月　(公財)神戸市スポーツ教育協会会長代行兼副会長 平成30年８月　地方公共団体金融機構監事(非常勤)(現職)	(注4)

（注１） 任期は３年、平成 29 年８月１日から平成 32 年７月 31 日までです。
（注２） 任期は３年、平成 29 年 10 月１日から平成 32 年９月 30 日までです。
（注３） 任期は２年、平成 30 年 10 月１日から平成 32 年９月 30 日までです。
（注４） 任期は２年、平成 30 年８月１日から平成 32 年７月 31 日までです。

３ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としています。

①機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ．機構の機関の基本説明

（代表者会議）

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高の意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（３名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれています。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

なお、平成 31 年３月 31 日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

（地方公共団体の代表者）
井戸　敏三（兵庫県知事）（議長）
松浦　正敬（島根県松江市長）
荒木　泰臣（熊本県嘉島町長）
（外部の学識経験者）
小幡　純子（上智大学法科大学院教授）
神野　直彦（日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授）
角廣　　勲（株式会社広島銀行特別顧問）

（経営審議委員会）

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされています。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができるとされています。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成 31 年３月 31 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

三谷　隆博　　（短資協会会長）（委員長）
鈴木　豊　　（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）
勢一　智子　　（西南学院大学教授）
米田　保晴　　（信州大学名誉教授）
玉沖　仁美　　（株式会社紡代表取締役）
上﨑　正則　　（株式会社時事通信社総務局長）

（会計監査人）

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられています。

（役員）

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事３人以内及び監事２人を置くこととされています。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しています。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

（総務大臣等の認可事項）

定款の変更については、機構法第５条第２項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

ただし、機構法附則第９条第１項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

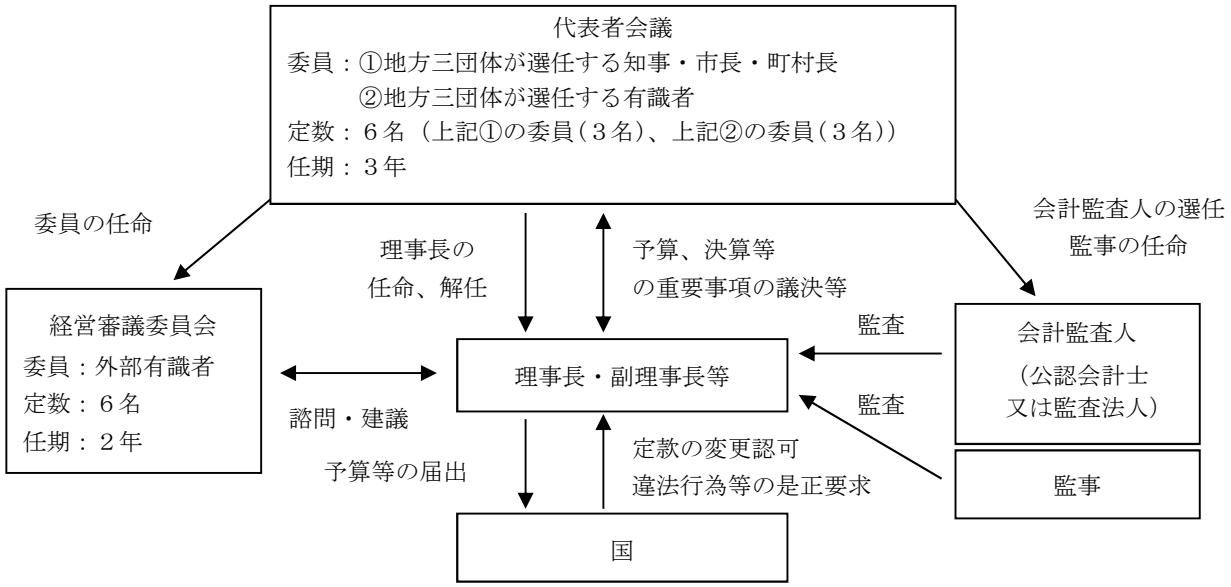

ロ．財務報告に係る内部統制の状況

当機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」に基づく内部統制報告制度を実施しています。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

なお、平成30年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（財務会計省令第32条第５項第１号の無限定適正意見）を得ています。

ハ．内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しています。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しています。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しています。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しています。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っています。

ニ．会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、菅田裕之氏、深田豊大氏及び伊澤賢司氏であり、EY 新日本有限責任監査法人に所属しています。継続監査年数については、全員７年（筆頭業務執行社員については、５年）を超えていません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士８名、その他18名です。

②リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

（当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にＡＬＭ委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ＡＬＭ委員会では、シナリオ分析、ＶａＲ分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

機構のリスク管理体制

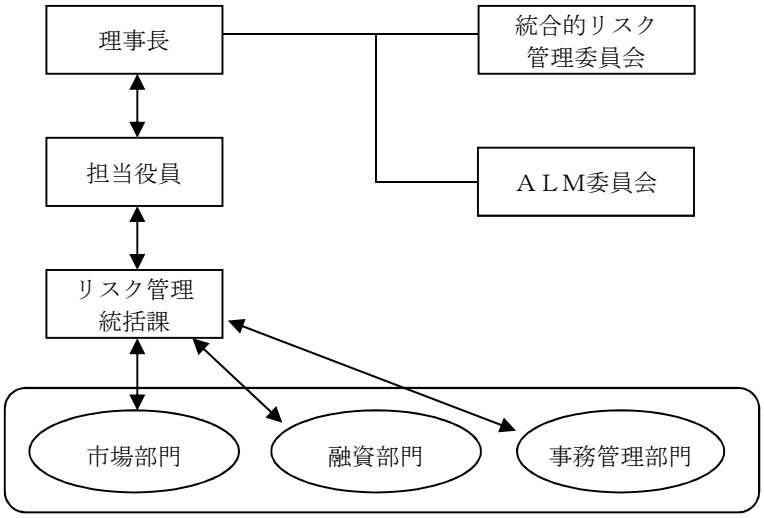

③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、105 百万円です。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区　分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当機構	23	－	23	－

（注）　消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありません。

第５【経理の状況】

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

		前事業年度 （平成30年３月31日）		当事業年度 （平成31年３月31日）	
科目	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
（資産の部）					
貸付金	2	23,768,240	96.01	23,503,092	95.58
有価証券		170,000	0.69	180,000	0.73
現金預け金		747,767	3.02	870,480	3.54
金融商品等差入担保金		56,277	0.23	22,847	0.09
その他資産		9,783	0.04	8,859	0.04
有形固定資産	1	2,549	0.01	2,884	0.01
無形固定資産		1,211	0.00	1,035	0.00
資産の部合計	3	24,755,829	100.00	24,589,199	100.00
（負債の部）					
債券		20,284,520	81.94	20,392,179	82.93
借入金		159,500	0.64	128,000	0.52
金融商品等受入担保金		12,260	0.05	27,630	0.11
その他負債		6,692	0.03	6,261	0.03
賞与引当金		57	0.00	57	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	10	0.00
退職給付引当金		47	0.00	52	0.00
役員退職慰労引当金		24	0.00	24	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.72	920,287	3.74
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.72	920,287	3.74
特別法上の準備金等	4	3,105,003	12.54	2,819,505	11.47
金利変動準備金		2,200,000	8.89	2,200,000	8.95
公庫債権金利変動準備金		870,453	3.52	597,076	2.43
利差補てん積立金		34,550	0.14	22,429	0.09
負債の部合計		24,488,401	98.92	24,294,008	98.80
（純資産の部）					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		191,890	0.78	212,616	0.86
一般勘定積立金		191,890	0.78	212,616	0.86
評価・換算差額等		5,268	0.02	8,163	0.03
繰延ヘッジ損益		5,268	0.02	8,163	0.03
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	57,808	0.24
純資産の部合計		267,427	1.08	295,191	1.20
負債及び純資産の部合計		24,755,829	100.00	24,589,199	100.00

② 【損益計算書】

科目	注記番号	前事業年度（自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度（自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
経常収益		347,476	100.00	318,863	100.00
資金運用収益		343,305		313,785	
役務取引等収益		98		93	
その他業務収益		46		21	
その他経常収益		4,026		4,962	
地方公共団体健全化基金受入額		4,011		4,949	
その他の経常収益		14		12	
経常費用		195,499	56.26	179,428	56.27
資金調達費用		187,970		172,436	
役務取引等費用		300		300	
その他業務費用		3,934		3,270	
営業経費		3,295		3,397	
その他経常費用		－		23	
経常利益		151,976	43.74	139,434	43.73
特別利益		626,467	180.29	406,190	127.39
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	620,000		400,064	
利差補てん積立金取崩額		6,467		6,125	
特別損失		752,332	216.51	522,445	163.85
金利変動準備金繰入額		220,000		－	
公庫債権金利変動準備金繰入額		132,332		122,381	
国庫納付金	2	400,000		400,064	
当期純利益	1	26,111	7.51	23,179	7.27

③ 【純資産変動計算書】

		前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
科目	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本			
地方公共団体出資金			
当期首残高		16,602	16,602
誤謬の訂正による累積的影響額			－
遡及処理後当期首残高			16,602
当期変動額			
当期変動額合計		－	－
当期末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
当期首残高		165,779	191,890
誤謬の訂正による累積的影響額			△2,453
遡及処理後当期首残高			189,436
当期変動額			
当期純利益		26,111	23,179
当期変動額合計		26,111	23,179
当期末残高		191,890	212,616
利益剰余金合計			
当期首残高		165,779	191,890
誤謬の訂正による累積的影響額			△2,453
遡及処理後当期首残高			189,436
当期変動額			
当期純利益		26,111	23,179
当期変動額合計		26,111	23,179
当期末残高		191,890	212,616
出資者資本合計			
当期首残高		182,381	208,492
誤謬の訂正による累積的影響額			△2,453
遡及処理後当期首残高			206,038
当期変動額			
当期純利益		26,111	23,179
当期変動額合計		26,111	23,179
当期末残高		208,492	229,218

科目	注記番号	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日） 金額（百万円）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日） 金額（百万円）
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		5,035	5,268
誤謬の訂正による累積的影響額			－
遡及処理後当期首残高			5,268
当期変動額			
当期純利益			
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		233	2,895
当期変動額合計		233	2,895
当期末残高		5,268	8,163
管理勘定利益積立金			
当期首残高		53,666	53,666
誤謬の訂正による累積的影響額			4,142
遡及処理後当期首残高			57,808
当期変動額			
当期純利益		－	－
当期変動額合計		－	－
当期末残高		53,666	57,808
純資産合計			
当期首残高		241,082	267,427
誤謬の訂正による累積的影響額			1,688
遡及処理後当期首残高			269,116
当期変動額			
当期純利益		26,111	23,179
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		233	2,895
当期変動額合計		26,345	26,074
当期末残高		267,427	295,191

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日） 金額（百万円）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日） 金額（百万円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		26,111	23,179
減価償却費		659	726
資金運用収益		△343,305	△313,785
資金調達費用		187,970	172,436
賞与引当金の増加額		2	0
役員賞与引当金の増加額		0	2
退職給付引当金の増加額		2	5
役員退職慰労引当金の増加額		6	0
地方公共団体健全化基金の減少額		△4,011	△4,949
金利変動準備金の増加額		220,000	－
公庫債権金利変動準備金の増加額（△は減少額）		△87,667	122,381
利差補てん積立金の減少額		△6,467	△6,125
貸付金の純増(△)減		△48,218	265,147
債券の純増減(△)		326,799	105,848
借入金の純増減(△)		△11,000	△31,500
資金運用による収入		344,134	314,710
資金調達による支出		△187,420	△171,555
その他		△130,597	51,734
営業活動によるキャッシュ・フロー		286,997	528,254
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		612,000	578,000
有価証券の取得による支出		△616,000	△588,000
有形固定資産の取得による支出		△51	△91
無形固定資産の取得による支出		△416	△336
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,467	△10,427
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△400,000	△400,064
公営競技納付金による収入		4,011	4,949
財務活動によるキャッシュ・フロー		△395,988	△395,114
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		－	－
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）		△113,458	112,712
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		861,226	747,767
Ⅶ　現金及び現金同等物の期末残高		747,767	870,480

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物　23年～47年 その他　2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、５年で償却しております。	同左
４．繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
６.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
７.ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ［１］ ヘッジ手段･･･金利スワップ ヘッジ対象･･･債券及び長期借入金 ［２］ ヘッジ手段･･･通貨スワップ ヘッジ対象･･･外貨建債券 ［３］ ヘッジ手段･･･為替予約 ヘッジ対象･･･外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
８．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
９.地方公共団体健全化基金の会計処理	法第 46 条第１項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の２の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第５項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第６項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左
10.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財会省令」という。）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第９条第９項、第 10 項、第 13 条第５項及び第７項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第２号。以下「管理業務省令」という。）第１条から第３条まで、同省令附則第３条及び第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11. 利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、管理業務省令第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
12.管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第８項及び整備令第26条第２項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

追加情報

項目	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	前事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
国庫納付について	法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間で、総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成29年度から平成 31 年度までの３年間で、新たに総額8,000億円以内を国に納付することとなりました。平成 29 年度においては同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。平成 30 年度においては「平成 30 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 30 年総務省・財務省令第１号）に基づき、同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。	法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 29 年度から平成31年度までの３年間で、総額9,000億円以内を国に納付することとなりました。平成31年度においては「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成31年総務省・財務省令第４号）に基づき、同準備金1,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。 また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第60号）が平成30年６月20日に公布され、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの６年間において、総額 15 億円以内を公庫債権金利変動準備金の一部から国に納付することとされております。
厚生年金基金の代行部分返上について	当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月１日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成29年９月22日に返還額(最低責任準備金)の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。	―

注記事項等

（貸借対照表関係）

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
１.有形固定資産の減価償却累計額	735 百万円	853 百万円
２．貸付金	貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものです。	同左
３．担保提供資産	法第 40 条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,284,520 百万円の一般担保に供しております。	法第 40 条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,392,179 百万円の一般担保に供しております。
４.特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 法第 38 条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第 10 項の規定に基づくものです。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第９条第９項、第 10 項、第 13 条第５項及び第７項の規定に基づくものです。 (3) 利差補てん積立金 法附則第９条第 13 項、第 13 条第８項、整備令第 26 条第１項、第３項及び第４項の規定に基づくものです。	同左

（損益計算書関係）

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
１.当期純利益の勘定別内訳	一般勘定　　26,111 百万円 管理勘定　　－百万円	一般勘定　　23,179 百万円 管理勘定　　－百万円
２.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	平成 29 年度においては「平成 29 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 29 年総務省・財務省令第２号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	平成 30 年度においては「平成 30 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 30 年総務省・財務省令第１号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金 400,064 百万円を取り崩し、同額を国に納付しております。

（金融商品関係）

Ⅰ　前事業年度

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

［１］信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

ａ．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

ｂ．地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

ｃ．「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

［2］市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

ａ．借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。

・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約４割を占める臨時財政対策債について、５年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間で総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの３年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

ｂ．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 42,454 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金

融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 43,181 百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、当期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が 10 ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,157 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,352 百万円増加するものと考えられます。

［３］流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,768,240	25,641,198	1,872,958
（２）有価証券			
満期保有目的のもの	170,000	170,000	－
（３）現金預け金	747,767	747,767	－
（４）金融商品等差入担保金	56,277	56,277	－
資産計	24,742,285	26,615,243	1,872,958
（１）債券	20,284,520	21,100,871	816,350
（２）借入金	159,500	161,601	2,101
（３）金融商品等受入担保金	12,260	12,260	－
負債計	20,456,280	21,274,733	818,452
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 30 年３月 31 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（２）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	170,000	170,000	－
	小計	170,000	170,000	－
合計		170,000	170,000	－

（３）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（１）債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（２）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（３）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※１	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,411,742	1,117,763	※２	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	140,000	－	※２	
合計			1,586,742	1,152,763	－	

※１　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※２　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,728,937	1,758,517	1,760,017	1,719,241	1,642,751
有価証券 満期保有目的のもの	170,000	－	－	－	－
預け金	747,767	－	－	－	－

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,624,170	6,814,112	1,694,676	25,815
有価証券 満期保有目的のもの	－	－	－	－
預け金	－	－	－	－

（注３）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780
借入金	80,000	10,000	－	1,000	－

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,960,448	2,736,600	175,500	26,000
借入金	68,500	－	－	－

Ⅱ　当事業年度

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

［１］信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

ａ．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

ｂ．地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

ｃ．「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体につい

ては地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和 56 年法律第 59 号) 及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法)」(平成 10 年法律第 132 号) の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[２]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し､機構が損失を被るリスク､又は資産･負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

ａ．借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成 30 年度から平成 34 年度までの中期の管理目標を設定しております。

・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の３分の１程度を占める臨時財政対策債について、５年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から平成 31 年度までの３年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間で、総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

ｂ．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 31 年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 38,399 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 39,013 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 31 年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 10,560 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 10,692 百万円増加するものと考えられます。

［3］流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,503,092	25,369,115	1,866,022
（２）有価証券			
満期保有目的のもの	180,000	180,000	－
（３）現金預け金	870,480	870,480	－
（４）金融商品等差入担保金	22,847	22,847	－
資産計	24,576,420	26,442,443	1,866,022
（１）債券	20,392,179	21,226,384	834,205
（２）借入金	128,000	130,272	2,272
（３）金融商品等受入担保金	27,630	27,630	－
負債計	20,547,809	21,384,287	836,478
デリバティブ取引（＊１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 31 年３月 31 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（２）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	180,000	180,000	－
	小計	180,000	180,000	－
合計		180,000	180,000	－

（３）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（１）債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（２）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（３）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	※１	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,474,819	1,436,071	※２	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	3,000	－	※２	
合計			1,512,819	1,456,071	－	

※１　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※２　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,763,913	1,784,040	1,769,220	1,709,516	1,605,880
有価証券 満期保有目的のもの	180,000	－	－	－	－
預け金	870,480	－	－	－	－

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,520,793	6,648,578	1,665,063	36,084
有価証券 満期保有目的のもの	－	－	－	－
預け金	－	－	－	－

（注３）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910
借入金	10,000	－	1,000	－	86,200

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,272,932	2,917,863	183,000	70,000
借入金	30,800	－	－	－

（有価証券関係）

Ⅰ　前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 30 年３月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	170,000	170,000	－	－	－

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

Ⅱ　当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 31 年３月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	180,000	180,000	－	－	－

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

（デリバティブ取引関係）

項目	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
取引の状況に関する事項	１．取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。 ２．取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。 (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ［１］ ヘッジ手段･･･金利スワップ ヘッジ対象･･･債券及び長期借入金 ［２］ ヘッジ手段･･･通貨スワップ ヘッジ対象･･･外貨建債券 ［３］ ヘッジ手段･･･為替予約 ヘッジ対象･･･外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。	１．取引の内容 同左 ２．取組方針及び利用目的 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
	(4) ヘッジ有効性評価の方法 　債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 　また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
	３．取引に係るリスクの内容 　デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 　ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。	３．取引に係るリスクの内容 同左
	４．取引に係るリスク管理体制 　デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 　また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	４．取引に係るリスク管理体制 同左

（退職給付関係）

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
１．採用している退職給付制度の概要	当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	同左
２．確定給付型の制度	（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 45 百万円 退職給付費用　12 百万円 退職給付の支払額　2 百万円 制度への拠出額　8 百万円 期末における退職給付引当金 47 百万円 （２）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務 190 百万円 年金資産　△181 百万円 8 百万円 非積立型制度の退職給付債務 39 百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 47 百万円 退職給付引当金　47 百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 47 百万円 （３）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 12 百万円	（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 47 百万円 退職給付費用　16 百万円 退職給付の支払額　4 百万円 制度への拠出額　7 百万円 期末における退職給付引当金 52 百万円 （２）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務 184 百万円 年金資産　△171 百万円 13 百万円 非積立型制度の退職給付債務 39 百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 52 百万円 退職給付引当金　52 百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 52 百万円 （３）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 16 百万円

（誤謬の訂正関係）

項目	前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
１．誤謬の内容	―	旧公営企業金融公庫の平成 19 年度貸付けに係る利下げ補てん所要額について一般勘定からの繰入額及び管理勘定における利差補てん積立金の取崩額が誤って計上されていたことが判明しました。この誤謬を訂正するため、公庫債権金利変動準備金、利差補てん積立金、一般勘定積立金及び管理勘定利益積立金の期首残高を増減させております。
２．当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額	―	影響額については、「純資産変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

（勘定別情報関係）

当事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 31 年３月 31 日現在）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,743,380	7,759,711		23,503,092
有価証券	180,000			180,000
現金預け金	870,480			870,480
金融商品等差入担保金	22,847			22,847
その他資産	3,948	4,910		8,859
有形固定資産	2,884			2,884
無形固定資産	1,035			1,035
一般勘定貸		622,397	△622,397	
資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△622,397	24,589,199
負債の部				
債券	12,686,161	7,706,017		20,392,179
借入金	128,000			128,000
金融商品等受入担保金	27,630			27,630
その他負債	2,573	3,687		6,261
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	622,397		△622,397	
特別法上の準備金等	2,200,000	619,505		2,819,505
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		597,076		597,076
利差補てん積立金		22,429		22,429
負債の部合計	16,587,195	8,329,210	△622,397	24,294,008
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	212,616			212,616
一般勘定積立金	212,616			212,616
評価・換算差額等	8,163			8,163
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	237,382	57,808		295,191
負債及び純資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△622,397	24,589,199

（注）１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	136,945	189,867	△7,749	318,863
資金運用収益	131,327	182,458		313,785
役務取引等収益	93			93
その他業務収益	21			21
その他経常収益	4,962			4,962
地方公共団体健全化基金受入額	4,949			4,949
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	540		△540	
一般勘定貸受取利息		30	△30	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		7,378	△7,378	
経常費用	113,765	73,611	△7,949	179,428
資金調達費用	100,348	72,087		172,436
役務取引等費用	166	133		300
その他業務費用	2,493	777		3,270
営業経費	3,324	72		3,397
その他経常費用	23			23
管理勘定借支払利息	30		△30	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	7,378		△7,378	
一般勘定事務委託費		540	△540	
経常利益	23,179	116,255	－	139,434
特別利益	－	406,190	－	406,190
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,064		400,064
利差補てん積立金取崩額		6,125		6,125
特別損失	－	522,445	－	522,445
公庫債権金利変動準備金繰入額		122,381		122,381
国庫納付金		400,064		400,064
当期純利益	23,179	－	－	23,179

⑤【附属明細書】

当事業年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

１．有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,185	－	－	1,185	476	33	708
土地	1,659	－	－	1,659	－	－	1,659
その他の有形固定資産	436	454	0	893	377	85	515
有形固定資産計	3,284	454	0	3,738	853	119	2,884
無形固定資産							
ソフトウェア	2,930	339	3	3,266	2,353	606	912
その他の無形固定資産	31	122	30	123	－	－	123
無形固定資産計	2,962	461	33	3,389	2,353	606	1,035

２．地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘　　柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
政府保証債（国内債） 第１回～第１１８回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成31年3月18日	4,792,105	5,053,012 (683,910)	0.005 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） ８年第１回～第７回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,086	420,073	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） ６年第５回～第２０回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月26日 ～平成28年10月28日	1,130,594	810,455 (290,000)	0.001 ～0.385	6年
政府保証債（国内債） ４年第７回～第１０回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ～平成30年2月26日	200,336	200,223	0.001	4年
政府保証債（外債） 第１回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 ５年第１２回～第２４回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月22日 ～平成30年11月19日	160,000	135,000 (30,000)	0.001 ～0.360	5年
非政府保証公募債 ７年第１回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000 (20,000)	0.446	7年

銘　　柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 第１回～第１１８回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成31年3月22日	2,970,000	3,250,000 (245,000)	0.060 ～1.648	10年
非政府保証公募債 １５年第１回～第３回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 ２０年第１回～第７３回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成31年3月22日	1,295,000	1,425,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 ３０年第１回～第７回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～平成30年10月19日	55,000	75,000	0.569 ～1.864	30年
非政府保証公募債 ４０年第１回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日	－	15,000	0.882	40年
非政府保証公募債 Ｆ２～６、８～１７、１９、２０、２２～２５、２７～２９、３１、３４～３７、３９、４１～５２、５４～１５３、１５５～１６４、１６６～１６９、１７１～２１０、２１２～２４３、２４５～２７６、２７８～４５６回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～平成31年3月26日	2,206,530	2,380,659 (153,500)	0.001 ～2.334	2年 ～ 40年
非政府保証公募債 Ｆ５３、Ｆ２１１、Ｆ２４４回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	35,000 (15,000)	変動	9年 ～ 30年
非政府保証債（外債） 第１５、３５、４０～４５、４７～６８回地方公共団体金融機構債券	平成24年3月1日 ～平成31年3月12日	1,257,266	1,340,300 [10,200百万米ドル] [604百万豪ドル] [58百万NZドル] [1,080百万ユーロ]	0.875 ～5.092	3年 ～ 10年
非政府保証債（外債） 第３０、３６、３８、３９回地方公共団体金融機構債券	平成24年6月6日 ～平成25年7月22日	40,376	20,230 [230百万米ドル] (10,367)	変動	5年 ～7年
縁故債 Ａ号第１回～第１１０回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成31年3月26日	2,480,000	2,630,000 (280,000)	0.069 ～1.530	10年
縁故債 Ｂ号第１回～第４１回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成31年3月26日	159,000	229,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 Ｃ号第１回～第４１回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成31年3月26日	248,500	365,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 Ｄ号第１回～第３６回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～平成31年3月26日	300,000	450,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	－	17,902,966	18,988,125 (1,727,777)	－	－
政府保証債（国内債） 第１回～第８回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	562,285	140,000 (140,000)	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 第１回～第４回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,996	60,000 (60,000)	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 ２０年第１回～第２回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,967	84,970	2.07 ～2.29	20年

銘　　柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
縁故債 Ａ号第１回～第２回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000 (120,000)	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	－	907,249	404,970 (320,000)	－	－
政府保証債（国内債） 第８８４回～第８８６回公営企業債券	平成20年4月17日 ～平成20年6月19日	221,115	－	1.4 ～1.8	10年
政府保証債（国内債） １５年第１回～第５回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,815	184,838	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第４回ユーロ・スターリングポンド ～第５回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	103,366	28,376 [150百万英ポンド] (28,380)	1.9 ～5.75	10年 ～ 20年
非政府保証公募債 第３０回公営企業債券	平成20年6月16日	49,999	－	1.97	10年
非政府保証公募債 ２０年第１回～第２５回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,809	569,834	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 ３０年第１回～第１０回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,897	189,903	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第１回～第３回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	28,300	26,130 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
縁故債 特別第１号第２９回～第３１回公営企業債券	平成20年4月30日 ～平成20年7月31日	127,000	－	1.59 ～1.91	10年
公営企業債券小計	－	1,474,304	999,082 (30,550)	－	－
合　　計	－	20,284,520	20,392,179 (2,078,327)	－	－

（注）１．法第 40 条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,392,179 百万円の一般担保に供しております。

２．「政府保証債（外債）第１回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第１５、３５、４０～４５、４７～６８回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第３０、３６、３８、３９回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債（外債）第４回ユーロ・スターリングポンド～第５回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の［　］は外貨建による金額です。

３．「当期末残高」欄の（内書）は１年以内償還予定の金額です。

４．貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910

３．借入金等明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
1年以内に返済予定の長期借入金	80,000	10,000	0.210	平成32年3月9日
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	79,500	118,000	0.445	平成33年9月27日 ～平成41年3月15日
合　　計	159,500	128,000	－	－

（注）１．平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

２．貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	10,000	－	1,000	－	86,200

４．引当金明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
賞与引当金	57	57	57	－	57
役員賞与引当金	8	10	8	－	10
退職給付引当金	47	16	4	7	52
役員退職慰労引当金	24	8	6	1	24

５．金利変動準備金等明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	誤謬の訂正による累積的影響額	遡及処理後当期首残高	当期増加額	うち繰入額等	当期減少額	うち繰出額等	差引当期末残高
金利変動準備金	2,200,000	－	2,200,000	－	－	－		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	870,453	4,306	874,759	122,381		400,064	－	597,076
合　　計	3,070,453	4,306	3,074,759	122,381	－	400,064	－	2,797,076

（注）１．「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

６．地方公共団体健全化基金明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	4,949	－	4,949	－	920,287
合　　計	920,287	4,949	－	4,949	－	920,287

（注）１．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第 46 条第１項に規定する納付金の法第 46 条第２項に基づく受入額です。

２．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第 46 条第６項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2)【決算報告書】

貸借対照表（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	差　　額	備　　考
貸付金	23,511,369	23,503,092	△ 8,276	（注１）
有価証券及び現金預け金	909,639	1,050,480	140,841	（注２）
金融商品等差入担保金	25,317	22,847	△2,470	（注３）
その他資産	8,212	8,859	647	
有形固定資産及び無形固定資産	5,019	3,920	△ 1,098	（注４）
資産合計	24,459,556	24,589,199	129,643	
債券	20,196,048	20,392,179	196,131	（注５）
借入金	125,500	128,000	2,500	（注６）
金融商品等受入担保金	104,019	27,630	△ 76,389	（注７）
その他負債	5,724	6,261	537	
賞与引当金	－	57	57	（注８）
役員賞与引当金	－	10	10	
退職給付引当金	－	52	52	
役員退職慰労引当金	－	24	24	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 0	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 0	
特別法上の準備金等	2,820,727	2,819,505	△1,221	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	－	
公庫債権金利変動準備金	591,857	597,076	5,219	（注９）
利差補てん積立金	28,869	22,429	△6,439	（注９）
負債合計	24,172,306	24,294,008	121,702	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	212,136	212,616	480	
一般勘定積立金	212,136	212,616	480	
評価・換算差額等	4,846	8,163	3,317	
繰延ヘッジ損益	4,846	8,163	3,317	（注10）
管理勘定利益積立金	53,666	57,808	4,142	（注９）
純資産合計	287,250	295,191	7,941	
負債・純資産合計	24,459,556	24,589,199	129,643	

（注１）貸付額が予定を下回ったこと等による減
（注２）債券発行額が予定を上回ったこと等による増
（注３）担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる増
（注４）ソフトウェアの減価償却等によるもの
（注５）債券発行額が予定を上回ったこと等による増
（注６）新規借入額が予定を上回ったことによる増
（注７）担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を下回ったことによる減
（注８）予算ではその他負債に計上したため
（注９）誤謬の訂正によるもの
（注10）予算策定時からの金利変動によるもの

損益計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：百万円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	差　　額	備　　考
経　常　収　益	316,784	318,863	2,079	
資　金　運　用　収　益	313,678	313,785	107	
貸　付　金　利　息	312,755	313,104	349	
有価証券利息及び預け金利息	0	33	33	
金利スワップ受入利息	－	324	324	
その他の受入利息	924	324	△ 599	
役　務　取　引　等　収　益	93	93	0	
その他業務収益	－	21	21	
その他経常収益	3,012	4,962	1,950	
地方公共団体健全化基金受入額	3,000	4,949	1,949	（注１）
その他の経常収益	12	12	0	
経　常　費　用	180,113	179,428	△ 684	
資　金　調　達　費　用	173,046	172,436	△ 609	
債　券　利　息	172,467	171,822	△ 644	
借　入　金　利　息	579	583	4	
金利スワップ支払利息	－	30	30	
役　務　取　引　等　費　用	285	300	15	
その他業務費用	2,987	3,270	283	
営　業　経　費	3,795	3,397	△ 397	
人　件　費	924	885	△ 38	
業　務　費	1,528	1,329	△ 198	
その他の営業経費	1,343	1,181	△ 161	
その他経常費用	－	23	23	
経　常　利　益	136,671	139,434	2,763	
特　別　利　益	405,889	406,190	301	
公庫債権金利変動準備金取崩額	400,209	400,064	△ 144	
利差補てん積立金取崩額	5,681	6,125	444	
特　別　損　失	522,021	522,445	424	
金利変動準備金繰入額	－	－	－	
公庫債権金利変動準備金繰入額	121,813	122,381	568	
国　庫　納　付　金	400,209	400,064	△ 144	
当　期　純　利　益	20,539	23,179	2,640	

（注１）公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

(3)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成31年３月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金　　銀行への預け金870,480百万円です。

その他資産　　未収収益8,749百万円（未収貸付金利息8,739百万円その他）、その他の資産109百万円（差入保証金107百万円その他）です。

②負債の部

その他負債　　未払費用5,562百万円（未払債券利息5,494百万円その他）、その他の負債687百万円（未払金685百万円その他）その他です。

(4)【その他】

該当ありません。

第６　【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：http://www.jfm.go.jp/）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和元年５月２９日

地 方 公 共 団 体 金 融 機 構

理 事 長　瀧 野 欣 彌 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤 賢 司	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第３７条第１項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第１１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の平成３１年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜法第３７条第１項が要求する決算報告書に対する意見＞
　当監査法人は、法第３７条第１項の規定に基づき、機構の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第１１期事業年度の決算報告書について監査を行った。

決算報告書に対する理事長の責任
　理事長の責任は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任
　当監査法人の責任は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

法第３７条第１項が要求する決算報告書に対する監査意見
　当監査法人は、決算報告書が、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜内部統制監査＞
　当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第２９条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成３１年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する理事長の責任
　理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。
　なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

会計監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。
　内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、機構が平成３１年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上